

遠洋

水産研究所ニュース
昭和46年5月

No. 8

—— ◇ 目 次 ◇ ——

大西洋の二つの会議……………	1
研究室紹介……………	3
クロニカ……………	4

刊行物ニュース……………	7
人事のうごき……………	7
それでも地球は動いている(編集後記) ……	8

大西洋の二つの会議

嘗て大西洋は日本の漁業にとって遠い存在であった。北海を中心とする底魚資源、ノルウェー沖のニシンやタラの資源、更にはニューファウンドランド周辺の底魚などに関する欧米の研究者の報告は日本の漁業生物学者にとっても目新しいものではなかった。しかしそれらはすべて報文を通じて読んだ知識であって、大西洋での漁業の実態となると自づと話は別である。筆者自身大西洋の漁業規制に興味と関心はもっていたものの、その論議に直接参与しようなどとは少しも思っていなかったし、謂わば対岸の火事のような気持を捨てきれなかった。しかし今年の5—6月にかけて日本漁業と関係の深い2つの重要な会議が夫々モロッコのカサブランカとカナダのハリファックスで行なわれ、これらに出席する機会をえたので、以下、会議の焦点とその周辺の動きについて、筆者自身の多少の感想を加えながら報告することとする。

(I) CECAF (中東大西洋漁業委員会)

FAOの地域漁業委員会として発足し、今回が2回目の会議であり、その歴史は未だ浅い。しかし、ここでは新興アフリカ諸国と先進漁業国との漁業競合または調整という、一般的にはどこにもみられる問題が、海洋法会議へのおもわくという背景と、アフリカ沿岸諸国の民族意識という問題とからんで、かなりあからさまに露呈しているという点で特徴的な会議であった。モロッコ、スペイン領サハラ、モーリタニアなどの沖合大陸棚上には

底魚資源がかなり豊富に分布し、また、湧昇流の影響でイワシ類を中心とする浮魚資源も漁獲の対象になる。日本のトロール船団はラス・パルマスを基地にしてこの水域でタイ類、モンゴウイカ、タコ、ヤリイカ等を狙った操業を行なっているし、スペインの漁船はヘークを中心とした漁業を行なっている。ソ連船は主として浮魚に重点を置いた沖合操業を行なっている。最近、特定の底魚資源に顕著な過剰漁獲の傾向が認められはじめたので、FAO事務局が中心となり何らかの漁業規制措置を実施することが提案されてきた。今回の会議の焦点もここにあった。しかし、漁業の歴史も浅ければ研究の実績も乏しく、統計すら十分に整理されていないこの海域の漁業であってみれば、とても合理的な規制方法など望むべくもない状態である。ここで規制論議と関連して2つの問題が絡んでくる。第1はFAOの委員会の決定が関係国を法的に拘束するかどうかという点であり、第2には海洋法会議を前にして、アフリカ諸国が大幅な領海宣言に踏み切るかもしれないという見通しである。

第1の点については日本を含むかなり多くの国々が法的拘束力に疑問をもっていた。各国が漁獲量または努力量制限のような効果的規制を実施するためには、これに応じた十分な国内体制を整えなければならない。漁業の技術的行政指導で実施できる程度の措置であれば、FAO委員会の決定であっても各国が自主的に行なうことができるが、上記のような量的規制となるとどうしても国会の批准をえた形の漁業条約が必要になる。つまり漁業条約機構を作らずに規制を行なうとすれば自づとその範囲には限界があるということである。今回の会議では新

しい条約を作る方向への合意はえられなかったが、現在の機構の範囲内のできる規制を早急を実施すべきだという点では各国ともに意見が一致していた。日本は日本漁船の操業結果及び生物学的分析に基づいて、主としてサクラダイについては網目制限が有効でもあり、優先されるべきことを述べ、イカ、タコ類の減少の原因を早急に解明し、その結果に基づく最も有効な管理方法を作成すべきであると主張した。これに対しFAO事務局は努力量制限の実施にまで合意したい意向であり、網目制限程度では早急な効果は期待できないと考えていたようである。更にアメリカは全体を込みにした漁獲量制限を考慮すべきだと主張した。アメリカはこの海域での漁業に参加しておらず、特に具体的な関心をもっているわけではないが、さきに述べた海洋法との関連もあり、ここでなるべく沿岸国の納得のゆくような措置を打ち出したいというのが本心のものであった。FAO事務局もアメリカとほぼ同じような感覚をもっていたし、日本もこのような配慮に無関心ではなかった。各国の思わくは夫々異なっていたが、論議の結果、可及的速かにヘイクとタイ類を対象とした漁業に網目制限を導入するよう合意がなされ、近くその具体的方法の検討を行なうことが決定された。しかし、このような措置はあくまで暫定的なものであり、ここでの漁業を安定させるためにはいずれは条約機構を作り本格的な規制に取り組みなければならぬまい。漁業先進国が沿岸国の利害を二の次にして漁場や資源を利用するような時代は既に過ぎてしまった。一方、未開発沿岸国としては、自国の漁業振興のために漁業国の技術と資本を導入しなければならない立場に置かれている。とすれば一方的に漁業国の活動を締め出すことは沿岸国にとって自らの利益を封ずることにもなる。

アフリカ西岸に沿岸国の利益になるような本格的漁業が生まれるには、一見相反する立場にある漁業国と沿岸国の、夫々の利益がかみ合った点を原点としなければならない。

(II) ICNAF (北西大西洋漁業委員会)

こちらはれっきとした漁業条約に基づく委員会である。この委員会の機構については改めて説明する必要もないことと思う。今回は第21回目の年次会議に当り、日本は昨年この条約に加入しているため、今回の委員会は日本にとって初舞台ということになる。加盟国はアメリカ、カナダは勿論、ソ連を含むヨーロッパ漁業国を殆んどすべて含んでいる。議題と内容は多岐にわたっているが、主要な問題を拾うと以下のようなことになる。国別

割当制に関する討議、ハドック、タラ等の重要な底魚に関する規制方法、ニシンに関する規制、サケに関する規制、アザラシに関する規制、国際監視制度。夫々の議題は従来の討議の経緯もあり、ここで記述するには余りにも長くなりすぎるので、概括的紹介にとどめることにする。この委員会には、多数国による公海漁業資源の管理に関し先導的な実例を作り、以て他の海域の範となろうという自負があるように見受けられる。従って漁業調整または規制に関して、かなり進んだ面の論議が行なわれていることは事実である。国別割当制の問題などその典型的な例である。改めて述べるまでもなく、すべての問題の底に流れている点は資源保存とその配分方式である。この条約水域ではアメリカ、カナダ両国が沿岸国であり、他のヨーロッパ諸国は例外なく漁業国の立場にある。そして沿岸国対漁業国の対立はことごとくに問題の中心課題になる。日本はこの水域では主として従来未開発に残されていた魚類を狙った操業を行なっているため、さし当って重大な利害関係をもった問題は殆んどない、言わば楽な立場に置かれているわけであるが、基本的な論議については、どうでもよい、という態度はとれない。直接他の漁業条約に響くような関連問題が多く提出されているからである。基本的には日本はヨーロッパ諸国と組して漁業国の立場にあることは言うまでもない。

国別割当の問題は未だ実施以前の討議の段階にある。アメリカ、カナダはハドックの例について、過去の実績と沿岸国の特殊利害を基にした配分率を提案し、更に資源量の大きさに対応したスライディング・クォーターの考えを取り入れてきた。しかし、国別割当の比率を委員会の場で決定しようというのは今の段階では無理である。多くの国は国別割当そのものに反対ではないが、比率については当事国が個々に交渉して、その都度問題に応じた妥協をすべきだという考えに傾いていたし、日本の基本的態度もこれに近い。この問題は今後も引続き検討されることになろうが、もしこの委員会で割当量の配分についての何か原則的なレールが軌かれるとしたら、委員会が自負している通り、他の水域での調整に重要な影響を及ぼすことになろう。

魚種別の規制にはかなり総合的方法が取り入れられているが、努力量の制限だけは含まれていない。各措置の主点の置き方は魚種によって異なっているが、主軸をなしているのは網目制限であり、特定の魚種(例えばハドック)には総漁獲量制限が採用されている。また、産卵水域を保護するという意味で特定期間、特定水域は禁漁海区に指定されている。従ってかなり複雑な規制が適用

されているが、委員会の場では各国に均一にかかってくるような規制措置の場合、余り反対意見もなかなかり円滑に合意が成立する。例えば総漁獲量を大幅に減少させるという沿岸国側の提案に対し、そうする必要があるという科学小委員会の見解が明らかにされている場合、殆んど異議はでない。削減の水準についても余り細かい論議は行なわない。しかし特定国だけが有利になるような措置についてはかなりやかましい。つまり、どこの国も配分には神経質になっているということができよう。条約水域のニシンはここ数年漁獲量が急激に増大してきた。アメリカ、カナダの沿岸漁業は勿論のこと、その沖合ではソ連、西ドイツ、ポーランドなどの国が操業を行なっている。従来ニシンに関する規制はなかったが、昨年度の調査結果によると補充状況が悪く、このままでゆくと1~2年以内に急激に漁獲量が低落することが予測さ

れている。ニシン漁業に大幅な規制を施すことにどこの国も異議はない。しかし、その具体的方法または規制の程度については、今回の会議で十分な検討を行なう資料に欠けていたため合意されなかった。2年前に委員会はサケの公海上での漁獲を全面的に禁止する措置をとったが、デンマーク、西ドイツの国々はこれに異議を申し立て、現在小規模ながら沖獲りを行なっている。カナダは産卵河川をもっている国として改めて更に強い規制案を打ち出したが、デンマークは現状の水準で沖獲りを継続する主旨の提案を出し、二つの提案が対立し票決が行なわれた。太平洋のサケと同じ討議が行なわれていることになる。票決の結果はデンマーク案が支持され、カナダ案は否決された。ここでも特定の配分方式をきらうヨーロッパ諸国の態度が明瞭に示された。

(長崎福三記)

研究室紹介

浮魚資源部

第三研究室 (まぐろ類の資源評価)

研究室のメンバーは旧南水研高知からの移転組で、マグロの研究を分担している。そのマグロ漁業もすでに世界中の漁場を開発しつつして、今や国際的な漁業管理への一つの転期を迎えようとしている。蛋白資源と云うよりいわゆる高級魚として、儲かる魚として、マグロは各大洋で大規模に漁獲されてきた。資源全体への漁獲の圧力が管理に必要な生物学的情報の精度向上を遥かに上廻る勢いで増加してきたとしても不思議でない。

資源のこのような状態に敏感なのはマグロを沢山漁獲している漁業先進国で、同じようにマグロを漁獲している漁業の歴史が比較的浅い国々では資源への危機感といったものがまだ体験的にそれほど意識されていないように見える。それぞれの国が自らの漁業について正確な統計をもつこと、これが近年ますます入り合い漁業的性格を帯びてきたマグロ漁業の資源の評価に最低要求される条件だということをわれわれは改めて感じるのである。

この研究室では、まずわが国のマグロはえなわ漁業の漁獲統計を一つの軸として資源の現状評価、管理対策に関する作業を行なっている。漁獲統計の内容は年間のカード枚数約20万枚相当の海区別漁獲努力量と漁獲尾数の

データであって、結果表は毎年調査研究部を通して公表されている。管理を前提とした作業で研究室でとくに重点をおいている種類はメバチである。メバチはミナミマグロに次ぐ刺身用高級魚として魚価が高く、ミナミマグロの規制ではみ出す船腹が次に集中する目標



ラグーン内での餌漁場調査

は当然本種ということになる。これはやはり大きな国内問題だが、事態は一つ一つの魚種への対応策では終らないところに今日のマグロ漁業が抱えている底の深い悩みがある。はえなわの漁獲努力量の動きにあらわれる特有のタイプを研究することで全体的な漁業調整の技術に寄与しようとする立場がある。こういった立場からマグロはえなわ漁業の漁獲努力の性質を知ろうとする試みも一方では行なわれている。

研究室では今年度よりマグロの標識放流を実施する計画である。来年度以降は今年度内完成予定の新照洋丸をこの中心におき、公庁船側の協力も得てある程度幅広い実施の態勢にもっていくことがこれからの標識放流に寄

せるわれわれの理想である。標識の追跡調査によれば、標識魚は日本で発見されず、海を渡ってアメリカに輸出され、向うの缶詰工場で初めて発見されてここまで標識が束になって返送されてくる時代である。現在の流通機構の下では標識放流にそれなりの困難な要素が加わっていることは間違いなく、その成否は漁獲物が流通過程に入ってしまう前に水際でどれほどの再捕魚が発見されるかに懸っている。それにしても現行の謝金は通報者への礼金として何とか実際に利用できるようなかたちにならないものか。マグロの場合、通報者への礼金の額を国際的に統一しようとする動きがあるように、P Rにしても礼金にしても国際的な感覚が要求されているのであ

る。

研究室として対応する事柄としてこの他に表層漁業の問題がある。これははえなわ中心に発達してきた日本のマグロ漁業の体質改善にかかわる事柄である。表層漁業として一本釣りを考えると、それはどんな意味においても外国の領海内の漁業となるので、その開発のためには技術や資源の問題の他に相手国との接渉がからむ。この種の漁業開発は、もし現地が比較的低開発の地域なら技術または利益の一部を現地社会の開発のために還元することが要求されるだろうし、いづれにしてもわが国だけによる利益の独占はも早やゆるされなくなることを指摘したい。(木川記)

ク ロ ニ カ

3. 1 第3回日ソカニ漁業協定会議に川崎技官出席 (～4. 4) 於モスクワ (4. 30 交渉妥結)。東大海洋研石井丈夫氏大西洋キハダ資源研究打合せのため来所。ブリストル湾カニ母船恵光丸 (7,536 t) (～6. 3) 広洋丸 (7,480 t) (～7. 6) に竹下、藤田両技官乗船。IOC (政府間海洋学委員会) 会議 於ゴールドウ管原委員 (相模中央科学研究所) 出席 (～6)。
3. 2 日ソ漁業委員会 於東京 木部崎、三谷、藪田米盛、佐野、高木、大迫各技官出席 (～16) (5. 7 日会談妥結)。「マグロ資源研究とその周辺」講演 須田技官 於農林水産技術会議。神奈川県中条水試場長打合せのため来所。
3. 3 第3回カツオ資源開発研究協議会 於東京 須田、長崎、山中(一) 各技官出席。銃刀法取締りに関する諸問題 打合せ 於東京 飛田、三谷、吉田、正木各技官出席。遠トロ調査報告会 於東京 池田、佐藤、畑中各技官出席。米国アラスカ州オークベイ研究所 Dr. RICHARD R. STRATR 来所 (～4)。
3. 4 台湾高雄水試宋薫華氏マグロ生態学研修のため来所 (～1ヶ年)。東北水研清水庶務課長、北水研佐々木事務官打合せのため来所。
3. 5 ICCAT (大西洋のまぐろ類の保存に関する国際委員会)、IOFC (インド洋漁業委員会) 対策につい

て打合せ 於東京 須田技官出席。

3. 6 オットセイ年次会議 於ワシントン 市原技官出席 (～26)。
3. 8 三崎マグロ漁業研究会に山中(一) 技官出席。淡水研細川、加藤両事務官打合せのため来所。
3. 9 ベトナム漁業局 (FAO給費生) WU THE TRU 氏研修のため来所 (～11)。
3. 10 東水研金子技官増養殖に関する打合せに来所。ACMRR (海洋資源研究諮問委員会) 第6回会議 於ローマ 水産庁平野調査官、東大海洋研田中教授出席 (～17)。
3. 11 ミナミマグロ資源対策全体会議 (主として自主規制海区に関する討論) 於東京 須田、長崎、新宮、薬科各技官出席。
3. 12 水産庁漁業振興課岡田技官外8名漁獲統計事務打合せのため来所。
3. 15 東北地方サケ調査会議 於東京 伊藤(準) 技官出席 (～16)。放射化分析打合せ 於東京 待鳥技官 (～16)。管理者ゼミナー 於東京 福田企連室長 (～19)。
3. 16 日ソ漁業委員会 於東京 三谷、高橋両技官出席 (～19)。
3. 17 東水研荒川、大久保両技官自動海水分析業務打合せに来所 (～18)。鯨資源部会 於東京 三谷、大隅、正木、和田各技官出席。
3. 18 開洋丸帰港 (45.10.10～) 打合せのため 於東京 木部崎、山中(郎)、池田、各技官、少作事務官出席。
3. 20 中東大西洋漁業委員会規制作業部会に福田技官出席 於ローマ (～28)。

3. 22 研究一課西園技官、松沢事務官、技術会議田中、石井両事務官施設関係事務打合せに来所(～25)。
研究一課山崎、阪口両事務官事務打合せのため来所(～25)。
3. 23 放射化分析 於東海村 米盛技官出張(～31)。
3. 24 第4回カツオ資源開発に関する研究協議会 於東京 須田、長崎、山中(一)各技官出席。
淡水研子安庶務課長、丸山技官、森住事務官事務打合せに来所。
農林水産技術会議特別研究推進会議 於東京 山中(郎)、山中(一)、吉田、行繩各技官出席(～27)。
3. 25 研究一課永井技官打合せのため来所。
第2回ピンナガ研究会議 於静水試 須田、木川、薬科各技官出席。
釧路水試福原場長さけ、ます調査打合せに来所。
東大海洋研川口、草下両助教授ハダカイワシの研究打合せのため来所。
南方マグロまき網検討会 於遠水研 水産庁担当官、大慶丸、常盤丸船長、調査官、業界関係者、遠水研浮魚資源部員出席(約25名)。
3. 26 西水研最首技官、京大中村、稲田両氏開洋丸調査結果検討会に来所。
国際鯨生物会議打合会 於東京 大隅技官出席。
3. 28 焼津魚市場魚体調査 鈴木技官(～29)。
3. 29 所長会議 於東京 木部崎所長出席(～31)。
インド洋の生物学に関するシンポジウム 於キール 須田浮魚部長出席(～4.8)。
3. 30 水産庁山下、東水研三幣、加藤各事務官金庫検査のため来所。
実習船協議会 於三崎 山中(郎)、宇都、上柳、西川各技官出席。
日加科学者交換で伊藤準技官ナナイモ生物研究所へ(～10.7)。
4. 2 熊本水高能氏代船建造の件で来所。
海洋測器に関する検討会 於東京開洋丸 山中(郎) 山中(一)、奈須、行繩各技官出席(～3)。
日本水産学会年会 於東京 大隅、鈴木技官出席(～4)。
4. 3 バイオテレメトリー実験 於三陸沖 吉田技官 東海大学丸(702t)に乗船(～5.9)。
外務省条約局山崎参事官、栗山法規課長、海洋二課宮山事務官打合せのため来所。
4. 4 日ソ漁業委員会 於東京 佐野技官(～15)。
4. 5 照洋丸代船建造打合せ会 於東京 木川技官出席。
席。
オットセイ年次会議報告会 於東京 市原技官出席。
4. 7 46年度サケ・マス調査会議 於釧路 藪田技官出席(～11)。
隆邦丸平野克夫氏外3名オットセイ海上調査打合せのため来所。
4. 9 カツオ資源開発協議会 於東京 長崎、山中(一)両技官出席。
マダガスカル畜水産局長 Dr. RAZAFINDRAKOTO 外1名水産事情視察のため来所。
4. 10 特別研究調整費打合せ 於東京 山中(一)技官
4. 12 オットセイ海上調査 於三陸沖、日本海 奥本技官俊鷹丸に乗船(～6.12)。
4. 13 カニ母船調査説明会 於函館 川崎技官出席(～15)。
4. 14 鯨資源部会 於東京 大隅、正木、和田、奈須各技官出席。
室戸岬水高今井清二氏、小名浜水高越前菊三氏公庁船調査員研修のため来所(～15)。
4. 15 八戸水高鹿野校長業務連絡のため来所。
4. 18 焼津市場における魚体調査 鈴木技官(～23)。
サケ・マス調査船岩潮丸(153t)西カム海域に西山恒夫氏(北大)乗船釧路出港(～6.1)。
サケ・マス調査船北光丸(220t)北西太平洋に大迫技官乗船小樽出港(～6.25)。
4. 19 放射化分析 於東京 米盛技官(～21)。
カニ調査のため若竹丸(494t)清水出港。
4. 20 照洋丸代船建造委員会 於東京 木川、山中(一)両技官出席。
カツオの開発研究に関する打合会 於東海水研 須田、山中(一)両技官出席。
研究一課菊地、村上両技官、垣谷事務官打合せのため来所(～21)。
4. 21 第6回カツオ資源開発研究協議会 於東京 須田、長崎、山中(一)各技官出席。
アピア(西サモア)に実情調査 奈須技官(～5.1)。
「マグロ漁業関係者が国際的に留意すべき通達関係資料」(46-1)マグロ漁業研究協議会関係者に配布。
4. 23 オットセイ研究会 於東京 三谷、市原両技官出席。
スケトウダラ特別研究業務打合せ 於青森、余市 木部崎所長(～30)。
4. 24 鯨生物学国際会議打合 於東京 福田、市原両

- 技官出席。
4. 26 北大北星丸斎藤船長打合せのため来所。
鯨生物学国際会議打合 於東京 福田、大隅、市原
各技官出席。
4. 27 北洋捕鯨船団長会議 於東京 正木、和田両技
官出席。
研究一課瀬戸事務官事務連絡のため来所。
北洋底魚調査船但州丸(291 t) アラスカ、ペーリン
グ海に若林技官乗船清水出港(～7.14)。
昭洋丸代船建造委員会 於東京 木川、山中(一)
両技官出席(～28)。
4. 28 オットセイ対策委員会 於大水 三谷、市原両
技官出席。
4. 30 中東大西洋底魚調査船第16大進丸(1,500 t)に
畑中技官乗船ラスパルマスへ(～7.1)。
開洋丸第2次航海計画立案会議 於東京 池田、佐
藤両技官出席(～5.1)。
米国オレゴン州 Dr. ANTHONY NETBOY 夫妻サ
ケ・マスで来所。
5. 2 北洋捕鯨調査に和田技官第三極洋丸(23,095 t)
に乗船(～9.7)。
5. 6 妻良実験施設設備試運転 新宮、森両技官
(～8)。
5. 7 CINECA(中東大西洋北部協同調査機構)、
CECAF(中東アフリカ漁業委員会)、ICNAF(北西
大西洋漁業国際委員会) 於カサブランカ、ハリファ
クス 長崎技官出席(～6.9)。
所長会議 於東京 木部崎所長、福田企連室長出席
(～10)。
特別調査研究費打合せ 於東京 山中(一) 技官。
5. 8 海洋二課中村技官海洋開発計画作成のため来所
採用試験合格者研修生8名見学のため来所(海洋二
課下村技官引率)。
サケ・マス母船明晴丸(9,164 t)に待鳥技官監督官
として乗船(～8.4)。
5. 10 仏国 Mont pierre 大学 Dr. DOUMENGE 情報
交換のため来所。
放射化分析 於東海村 米盛技官(～16)。
5. 11 伊国科学技術研究評議会委員 Dr. BARLAAM
来所。
バイオテレメトリー実験 於長崎 市原、吉田両技
官出席(～26)。
5. 12 会計検査 会計検査院天野 調査官、板橋、斎
藤、亀田各検査官来所。
研究一課山崎、藤田事務官、東水研多田事務官、大
臣官房金井事務官会計検査立会のため来所。
5. 13 照洋丸代船建造委員会 於東京 木川、山中
(一)、本間各技官出席。
5. 14 カニ調査のため耕洋丸(1,215 t) 清水出港(～
7.6)。
昭和46年度マグロ増養殖試験打合会議 於静岡水試
伊豆分場 須田、飛田、上柳、森、新宮、西川各技官
出席(～15)。
5. 15 UNDP(国連開発計画)韓国駐在員Mr. HARRY
SPERLING Jr. カツオ活餌料漁業調査のため来所。
環境保全研究第1回打合会 於東京 山中(郎) 技
官出席。
5. 17 共同研究のため京大稲田氏来所(～22)。
国際捕鯨委員会庁内打合会 於東京 福田、三谷、
大隅各技官出席(～18)。
5. 18 ブループリント執筆者会議 於遠水研 研究一
課村上、後藤、永井、下条、渡辺、各技官、海洋二課
井村、新井両技官、企画課鉢本技官、北水研 北野技
官、東北水研笠原技官、西水研大滝技官、遠水研関係
各技官出席(～19)。
5. 19 魚量計数機海上実験 於駿河湾 海洋2研(～
21)。
5. 20 カツオまき網漁場開発に関する討論会 於東水
研 須田技官出席。
照洋丸代船建造委員会 於東京 須田、木川、山中
(一) 各技官出席(～21)。
5. 21 環境保全研究第2回打合会 於東京 山中(郎)
技官出席。
北西大西洋漁業委員会およびニシン漁場視察 於ハ
リファクス、欧州各国 木部崎所長(～6.24)。
5. 24 サケ・マス増殖研究会 於岩手県山田 米盛、
高木両技官出席(～26)。
5. 25 全国試験船運営協議会 於東京 須田、宇都両
技官出席。
アラバマ州アーバン大学 Dr. STHMITTON 見学の
ため来所。
5. 26 静岡統計事務所白鳥水産統計課長外3名業務連
絡のため来所。
国際捕鯨委員会庁内打合会 於東京 福田、大隅両
技官出席。
5. 27 第1回スケトウダラ特別研究推進会議 於余市
三谷、高橋両技官出席(～29)。
5. 28 研究一課下条技官打合せのため来所。
5. 31 水産庁総務課鈴木事務官外1名物品検査のため
来所。

刊行物ニュース

- 須田 明……………マグロ漁業管理とわが国の立場 水産界 1035号 71年2月。
 遠水研・海洋部……………超音波魚量計数装置に関する研究報告(1)(基礎実験結果報告 2) 71年3月。
 山中一、行縄茂理、森田二郎、山中一郎……………昭和44年度 漁業資源調査方法の開発に関する研究報告書 水産庁 71年3月。
 市原忠義……………超音波および電波標識と装着上の問題点 漁業資源研究会議報 第12号 71年3月。
 長崎福三……………狭い海 岐路にたつ漁業と海洋開発 東京大学出版会 71年3月。
 南方カツオ漁場海域の海洋構造 水産海洋研究会報 No. 18 71年3月。
 山中 一……………(1) マグロ延縄の漂移からみた表面海流、透明度の分布。
 山中一郎……………(2) 南太平洋水温分布の特色。
 木川昭二……………パプア、ニューギニア地域における餌料魚の分布並びにその開発。
 標識放流による資源解析に関するシンポジウム議事録 東京大学海洋研 71年3月。
 米盛 保……………サケ・マスについて。
 大隅清治、土井長之……………クジラ類について。
 木川昭二……………マグロ標識放流の現状。
-
- 新宮千臣……………南アフリカ周辺におけるまぐろ類の分布について 水産界 20(4) 71年4月。
 高木健治……………サケ・マス研究者点描 全鮭連 第3巻 第4号 71年4月。
 藁科侑生……………焼津入港船の稼働状況(46年2月) 71年3月 鮭漁業 No. 20 日鯉連。
 藁科侑生……………焼津入港船の稼働状況(46年3月) 71年4月 鮭漁業 No. 21 日鯉連。
 藁科侑生……………焼津入港船の稼働状況(46年4月) 71年5月 鮭漁業 No. 22 日鯉連。
 佐野 蘊……………ます資源論議雑感 全鮭連 第3巻 第5号 71年5月。
 川崎正和、竹下貢二、藤田 勲……………1970年カムチャッカ半島西方水域におけるタラバガニ・北洋イバラガニおよびペーリング海西部水域におけるズワイガニの資源状態 水産庁 71年5月。
 佐野 蘊……………さけ、ます随感録 1 71年5月。
 遠洋水産研究所 研究報告 4号 71年4月。
 本間 操、上村忠夫、林 繁……………太平洋ではえなわ漁業の対象となったキハダ資源診断における資料の取扱いと1950—1964年資料への適用。
 千国史郎……………北東太平洋におけるアラスカメヌケの年令と魚体の大きさとの関係。
 米盛 保……………Bering 海中央部に分布するさけ・ますの表層刺網に対するり網方向(瞬間的な遊泳方向)と標識放流より得られた長期間回遊方向との関係。
 林 繁一、本間 操……………大西洋のキハダの資源状態の評価 1956—1967年。
 本間 操、久田幸……………大西洋におけるキハダ個体群の構造。
 森田安雄、古藤 力(南西水研)……………はえなわの操業結果からみたインド洋のキハダの魚群構造に関する若干の考察。
 久米 漸、森田安雄、小木立夫(東海大学)……………インド洋メバチの分布および性成熟状態からみた魚群構造
-
- HAYASI Sigeiti……………Stock assessment 71年3月 IOFC/DEP/71/3。
 CECAF 作業部会提出文書 71年3月
 IKEDA IKUO and T. SATO……………Biological Information on Pagellus bellottii STEINDACHNER off the Northwest Coast of Africa with Preliminary Stock Assessment. Contribution No. 58
 IKEDA IKUO……………Observation on Cuttlefish Stock off the Northwest Coast of Africa. Contribution No. 59
 IKEDA IKUO and H. HATANAKA……………Some Observations on Octopus vulgaris CUVIER off the Northwest Coast of Africa. Contribution No. 60
 ICNAF 年次会議提出文書 71年3月
 IKEDA IKUO……………Japanese Research Report, 1970

人事のうごき

5. 1

- 採用 遠水研総務部庶務課 事 鈴木 利 貴
 採用 遠水研総務部会計課 事 山田 友 之
 命東北水研庶務課課長補佐
 (遠水研総務部会計課会計係長) 事 少 作 昭 二

- 命遠水研総務部会計課用度係長
 (東北水研庶務課用度係長) 事 森 英 夫
 命遠水研総務部会計課会計係長
 (遠水研総務部会計課用度係長) 事 和 田 郁 夫

5. 16

- 命遠水研底魚漁業資源部遠洋トロール資源研究室
 (東海区水研企画連絡室) 技 川 原 重 幸
 命遠水研企画連絡室(研一併任)
 (東海区水研数理統計部) 技 丹 羽 和 美

それでも地球は動いている (編集後記)

来漁期、即ち 1972/73 漁期から、南氷洋捕鯨の捕獲枠決定に用いられて来た BWU (シロナガス換算方式) が廃止されて、鯨種別捕獲枠方式が採用されることになった。元来、BWU 方式は企業上のある便宜から採用されたものと考えられるし、近年は、鯨油に対して鯨肉利用の比重が増大したという事情も手伝って、BWU 方式で旨く行っていたりして、企業側に、この方式移行には可成りの抵抗があったようである。尤もな経緯であるが、その際、この移行を、自由度のより一層の束縛とだけ受け取られているらしく、そこに若干の誤解があるように思うし、問題は捕鯨に限らないので、ここに記しておくたい。

BWU に伴う問題とそれに対応すべきある措置について、その理由は詳らかではないが、既往の捕鯨委員会では、**explicit** な指摘はなかったようである。シロナガスがそのような事態に立ち到った後においてもである、そこに委員会としてある種の怠慢、或は過誤があったと思うのだが、同時に、それが誤解を生む原因にもなっているようである。

科学委員会は、年々鯨種別に、持続的生産頭数を勧告している。然し、その数量を BWU に換算し、加算することによってヒゲクジラの捕獲枠を決めることは、たとえ、数量的に多少小さく枠を決めるにしても、その時点で、科学委員会が前提している持続性の条件 (或は保存の条件) は、原理的に、必ずしも充足されないことになって終うのである。持続性の条件を多少広義に解釈して、それがどんな場合にも充足されるためには、BWU で最小値を示す鯨種の持続的生産頭数に対応する BWU を全体の捕獲枠の上限とすればよいし、そうすべきだったのだろう。これは大変に **conservative** な枠の決定である。いそいで附記するが、これは企業に対する不信感から出て来るのではない。BWU 方式が原理的に内蔵している、鯨種転換の完全な自由度に対する、言わば、原理的な保証としてそうなるのである。既往の捕鯨委員会では、原理的にはではなくて、当事国或は企業の、良識に依存して、恰も鯨種別捕獲枠方式が前提されているときのような、捕獲枠が設定されて来たわけである。

漁業規制とは、そもそも自由度の束縛であり、行政的には面倒さの増加である。それに伴う **gain** がなければ、仲々受け入れ難いものだろう。種々の規制措置の限界効用が実は問題なのだが、一般的に漁業規制の強化は、**gain** を伴うものであり、南氷洋捕鯨の場合も、原理的にはその例に洩れるものではない。ただ、それが前述のような形で先どりされていたのである。

この移行に関連して、何%かの **allowance** を認めさせようという主張がある。中間的な移行措置としての主張であれば、卒直に言って、原理的な保証が要求されることになるかも知れない。他方、持続的生産頭数の推定値には、所謂誤差を伴っていて、枠が合意された約束事であるという点を除けば、捕獲が枠頭数を上下しても、生物学的にはどうということもないのも事実である。そして、規制実施上の問題として何らかの **allowance** の必要性は、その程度は問題だが、ないわけではないだろう。どうも、日本人の悪癖に近い潔癖さが一枚噛んでいるようだが、この意味で、或る **allowance** を予め認め合っておくのも無意味ではないかも知れない。然しまた、このような意味でなら、敢えて、**explicit** に主張するまでもないことのようにも見えるのである。

このような漁業資源の利用と保存の問題は、幾つかの魚種が何らかの意味で混獲されている場合に、課題とし

て鮮やかに浮び上って来る。従来、ともすれば、避けて通るか、抛り出されて来ていたように思うのだが、それでは済まない時期に来ている。

15年振りに訪れたワシントン D. C. は、殆ど街を歩く暇もなかったけれども、矢張り随分と変わった感じだった。ホワイトハウスからペンシルベニア通りを少し行った左側の、当時国務省別館と呼んでいた古めかしい建物で、条約会議があったのだが、すっかり衰いも現代的なビルに変わっていて、見違える程だった。「カリフォルニア・キッチン」一ワッフルの上に厚切のヴァージニアハムを乗せ、糖蜜をたっぷりかけて食べる一最初聊か怖じ気づいたものの、あまからで結構なその味を覚えた。次の角の「カリフォルニア・キッチン」も、なくなっていたし、すぐ隣りにあった葬儀屋も、その次ぎ隣の藤永さん称するところの「うなぎの寝床」も、どこに行き着いたのか、街全体変わって終っていた。変わったと言えばレストラン「ウォーターゲイト」の辺りも立派なホテル、マンションが立ち、ニュータウンのような感じである。バルチモアの研究所職員の前で、藤永さんのお伴をしてノースカロライナに行ったとき、リンカーン・メモリアル橋を渡ってから、どこでどう間違えたか、ハイウェイ No. 1 にのるのに、グルグル廻って小1時間かかったことがあったけれども、訊いてみると、道路も整備されて、今ではそんなこともないそうである。上に赤い瓦をおき、黄色のレンギョウの花と調和の良かった、少し東洋的な公邸の塀も、殆どなくなつて、新しいオフィスが建っていた。何となくそぐわない感じだった。季節の違いもあるのか、コネティカット通りも人通りは繁かなくなっていた。デュポン・サークルは少し広げられたように思った。着くなり竹内さん (当時北米一課長) から乗り方を教えられた市内電車もなくなっているし、バスもどうも数が少ない。例の相乗りタクシーだけは、実際はどの程度か別として矢張り続いているようだ。

ダレス空港に着いたときから、殆ど威かされ続けだった。夜のひとり歩きを避けよとか、コネティカット通りの東には行かない方がよいとか、物騒だということである。ホテルでも油断がならないと言われてみると、全く身のおきどころのない感じである。ドラグストアで、ふと気がついたら、番台のような一段高いボックスがあって、そこに見張りがいた。この頃は万引が大変増えている由である。そう言えば、ホテルのロビーで、2人連れの制服警官を見かけることが多かった。以前はついぞなかったことだが、どうも定期的なパトロールのようである。イギリス人が小声で囁いた。「合衆国はこの頃 **law-abiding** ではなくなっているのだ」と。相変らず、その国土の広大さに感嘆したのだが、同時に、砂を噛むような索漠とした想いを禁じ得なかった。東京に帰った翌日、ベトナム秘密文書公表事件に関する最高裁判決を聞いた。臆測に反して、大変清々しい感じがしたけれども、同時に、余りに単純明快に過ぎて、「余りに政治的な」という感もなくはない。(福田記)

昭和46年 6月10日発行

編集 企画 連絡 室

発行 水産庁遠洋水産研究所
424静岡県清水市折戸1,000
電話 <0543> 34-0715